

前回水質部会における委員意見及びその対応について

No.	委員意見	対応
1	愛知県の「第7次総量削減計画」の基本的な考え方(案)の削減目標量の達成のための方途について、生活系とその他系が負荷の割合が大きいと記載されているにもかかわらず、第6次計画の方途を継続実施すると記載されているだけである。第7次計画で重要なところを強調するとよい。	別添1のとおり削減目標量の達成のための方途の表現を修正して、総量削減計画の基本的な考え方としました。
2	その他系の対策として、森林の対策が記載されていない。窒素飽和による流出といった窒素濃度の上昇の可能性があるため、森林の適切な管理等について総量削減計画に記載してはどうか。	資料2-1の2(5)エ(p6)に示すとおり、その他系の汚濁負荷量に係る削減目標の達成のための方途のひとつとして、適切な森林整備の推進を第7次総量削減計画(案)に盛り込みました。
3	排水水質の実態として第6次のC値範囲の上限値を上回っているような業種等区分はあるのか。	県内の指定地域内事業場(日平均排水量が50m ³ 以上の特定事業場)のうち、大部分は上限値を下回っていますが、一部の業種等区分の一部の事業場において、排水水質の実態がC値範囲の上限値を上回っているものもありました。 これらの事業場については、個々に指導をするなど対応していきます。
4	愛知県のC値を岐阜県及び三重県と比較した状況を示していただきたい。	本県の6次C値について岐阜県及び三重県と比較した結果は別添2のとおりです。そのうち、本県C値が最小である区分(業種等区分、備考、排水量規模区分及び時期区分を加味した区分)は、CODで85%、窒素59%、りんで52%でした。

愛知県の「第7次総量削減計画」の基本的な考え方

1 削減の目標

国の第7次総量削減基本方針において、平成26年度を目標年度とし、指定項目別に発生源別及び県別の削減目標量が定められたため、本県が策定する「第7次総量削減計画」において、指定項目別に発生源別の削減目標量を定めることとする。

(1) 化学的酸素要求量(COD)について

表1 発生源別の削減目標量

	H21年度における量 (ト/日)		H26年度削減目標量 (ト/日)
生活排水	51 (57%)	⇒	合計 82
産業排水	28 (31%)		
その他	11 (12%)		
合計	90 (100%)		

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	H21年度における量 (ト/日)		H26年度削減目標量 (ト/日)
生活排水	30 (47%)	⇒	合計 62
産業排水	13 (21%)		
その他	20 (32%)		
合計	63 (100%)		

(3) リン含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	H21年度における量 (ト/日)		H26年度削減目標量 (ト/日)
生活排水	2.4 (48%)	⇒	合計 4.9
産業排水	1.3 (26%)		
その他	1.3 (26%)		
合計	5.0 (100%)		

2 削減目標量の達成のための方途

総量削減計画はこれまで6次にわたり策定しており、各計画において削減目標量を達成するなど、汚濁負荷量が着実に削減されてきている。

このため、第7次総量削減計画においても、削減目標量達成のための方途については、基本的には第6次総量削減計画の考え方を踏襲する。

しかし、環境基準の達成率が改善されないこと、貧酸素水塊が大規模に発生していることなどから、さらなる海域環境改善が必要である。このため、これまでに実施されている対策の内容を勘案し、効率的な汚濁負荷量削減や水質浄化が図られるよう、今後取り組むべき主な方途を以下に示す。

下水道、浄化槽など生活排水処理施設の整備の推進、並びに、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の削減のための高度処理の推進

【旧】

生活系汚濁負荷量は削減されてきたものの、平成21年度における全負荷量に占める割合がCODで57%、窒素及びりんで48%と大きく、また下水道普及率も東京都、大阪府等と比べて低いため、第6次計画の方途を継続して実施する。

【新】

生活系汚濁負荷量は、平成21年度における全負荷量に占める割合がCODで57%、窒素及びりんで48%と大きく、また下水道普及率も東京都、大阪府等と比べて低いが、第6次までの総量削減計画により負荷量削減が図られてきており、第6次計画の方途を一層推進することにより着実な汚濁負荷量の削減を図る。

指定地域内事業場の排水処理の実績を考慮した総量規制基準の設定

産業系汚濁負荷量に関しては、6次にわたる総量規制によりかなりの負荷量削減が図られてきたことから、平成21年度における全負荷量に占める割合はCODで31%、窒素で21%、りんで26%と比較的小さい。そのため、国の総量規制基準設定方法の方針に従い、必要な業種等区分についてのみ基準値引き下げの見直しを行うこととし、第6次計画の方途を継続して実施する。

その他系汚濁負荷量の削減対策の推進

【旧】

その他系汚濁負荷量の窒素、りんの全負荷量に占める割合が、それぞれ32%、26%と比較的大きいため、第6次計画の方途を継続して実施する。

【新】

その他系汚濁負荷量は、窒素、りんの全負荷量に占める割合が、それぞれ32%、26%と窒素で比較的大きいが、第6次までの総量削減計画により負荷量削減が図られてきており、第6次計画の方途を一層推進することにより着実な汚濁負荷量の削減を図る。

残された干潟及び藻場の保全、生態系に配慮した干潟・浅場の造成の推進

干潟・浅場及び藻場は、水質浄化機能や生物多様性等を有し、海域における直接的な水質浄化、生物多様性の増大に寄与するため、第6次計画の方途を継続して実施する。

水質改善に資する取組として、自然にある栄養塩を利用して行う藻類養殖等及び水生生物の安定的な漁獲の推進

ノリ等の藻類養殖、魚介類の漁獲、アサリ稚貝の移植等は、海域中に自然にある栄養塩を海域から効率的・効果的に取り出し、水質改善に寄与することから、国の基本方針を踏まえて、これらの推進を新たに総量削減計画に盛り込む。

本県6次C値の岐阜県・三重県との比較

	全区分数	本県C値が最小である区分数		本県C値が2番目に小さい区分		本県C値が単独で最大である区分		比較できない区分数 ^(注)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
COD	816	695	85%	27	3%	22	3%	72	9%
窒素	644	378	59%	73	11%	183	28%	10	2%
りん	612	321	52%	59	10%	222	36%	10	2%

(注) 本県に存在する排水量規模区分等が岐阜県・三重県に存在しないため比較できない区分数